備考　表中の［　］の記載は注記である。

別記様式第10号（第10条関係）

提　出　物　目　録

年　月　日

主宰者の職名及び氏名

㊞

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第８条第４項において準用する行政手続法第20条第２項第21条第１項の規定により提出者が提出した下記目録の証拠書類等を受領した。

記

意見の聴取の件名		
提出者	住　所	
	氏　名	
提出を受けた年月日		

目　録

番号	標　目	数　量	備　考

取扱者	職名　　氏名	㊞

記載要領
不要の文字は、横線で消すこと。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（聴聞等の秩序維持に関する規則の一部改正）

第三条　聴聞等の秩序維持に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　この規則は、国家公安委員会、都道府県公安委員会若しくは警察署長又は法令の規定によりこれらの者の権限に属する事務を委任された者が法令に基づいて行う聴聞等（聴聞、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百四条第一項（同法第百四条の二の二第六項及び第百七条の五第四項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第五条第一項（同法第十五条の二第八項及び第九項並びに第三十条の八第四項及び第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項並びに第三十五条第三項及び第四項の規定による意見聴取、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第五条第三項の規定による意見の聴取並びに国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第八条第三項の規定による意見の聴取をいう。以下同じ。）について、傍聴に関し主宰者のとる措置、傍聴人の遵守事項その他その秩序の維持に関し必要な事項を定めるものとする。 ２　［略］	（趣旨） **第一条**　この規則は、国家公安委員会、都道府県公安委員会若しくは警察署長又は法令の規定によりこれらの者の権限に属する事務を委任された者が法令に基づいて行う聴聞等（聴聞、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百四条第一項（同法第百四条の二の二第六項及び第百七条の五第四項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第五条第一項（同法第十五条の二第八項及び第九項並びに第三十条の八第四項及び第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項並びに第三十五条第三項及び第四項の規定による意見聴取、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第五条第三項の規定による意見の聴取並びに国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第八条第三項の規定による意見の聴取をいう。以下同じ。）について、傍聴に関し主宰者のとる措置、傍聴人の遵守事項その他その秩序の維持に関し必要な事項を定めるものとする。 ２　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別記様式第10号（第10条関係）

提　出　物　目　録

年　月　日

主宰者の職名及び氏名

㊞

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第８条第４項において準用する行政手続法第20条第２項第21条第１項の規定により提出者が提出した下記目録の証拠書類等を受領した。

記

意見の聴取の件名		
提出者	住　所	
	氏　名	
提出を受けた年月日		

目　録

番号	標　目	数　量	備　考

取扱者	職名　　氏名	㊞

記載要領
不要の文字は、横線で消すこと。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。